

令和 8 年度広報高松特集制作委託業務仕様書

1 業務の目的

「まちをもっと好きになる」をコンセプトに市政情報等を周知する「広報高松」において、事業者ならではのアイデア、デザインにより、読み物としての面白さを向上させ、市民に市政や市の魅力への理解を深めてもらうとともに、シビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

2 業務の概要

「広報高松」の特集記事(P 4～7)の制作に係る、編集会議への参加、取材(写真撮影を含む)、原稿の作成・校正、デザインレイアウト、イラスト作成、印刷原稿の制作、DTP 編集、編集データの納品を行う。

(1) 制作回数

9回

(2) 制作ページ数・サイズ

4 ページ・A 4 版

(3) 文字

1 4 級数を基本とし、必要に応じて級数の調整を行うものとする。

なお、書体や 1 行当たりの文字数、行間、1 ページ当たりの段数は市と協議することとし、原則としてモリサワの UD フォントを使用すること。

(4) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(5) 制作

取材・原稿の作成・編集等制作に係る一切の業務は受託者において行うこととし、広聴広報・シティプロモーション課において校正を行う。

なお、原稿は DTP ソフト adobe InDesign を用いて作成、編集すること。

また、各回のテーマは、原則、受託者が提案し、市との協議の上、決定する。

※必要に応じて市がテーマを提示する場合もある。

(6) その他

- ア 成果品の意匠、著作権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)、二次使用权その他一切の権利は市に帰属する。
- イ 必要に応じて広聴広報・シティプロモーション課が所有する写真などは使用できるものとする。
- ウ UDフォントを使用するなど、ユニバーサルデザインに配慮し、読みやすくなるよう工夫を行うこと。
- エ 本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

3 業務の内容

(1) テーマの企画・提案(企画会議)

制作する特集ページのテーマやコンテンツについて企画・提案を行う企画会議を実施する。テーマの提案に当たっては、企画書(任意様式)を用意することとし、市との協議の上、テーマを決定する。

なお、企画会議は2回程度実施するものとし、市がテーマや内容を提示した場合、受託者は市民のニーズに応えられるよう、専門的提案を行うものとする。

(2) ラフレイアウトの提出(編集会議)

決定したテーマをもとにラフレイアウトを作成の上、編集会議を実施し、企画や取材、内容・デザイン等、広報紙制作に当たって重要な協議を行う。

(3) 取材

編集会議で協議した内容に基づき、取材が必要な場合は、受託者がインタビュー取材を行い、必要に応じて市が取材に同行するものとする。

なお、取材に当たっては写真撮影を行うなど、原稿作成に必要な素材(写真やイラストなど)は受託者が準備するものとし、写真の撮影は画像不良や趣旨に合わない場合は撮り直しを求めることがある。

また、必要に応じて市が受託者へ素材を提供する。

(4) 原稿の作成

原稿の作成は原則として、受託者が行うものとし、作成に当たっては、DTP ソフト adobe InDesign を使用し、必要に応じて Illustrator、Photoshop を用いて編集を行うものとする。

(5) イラストの制作

ア フリーウェアや市販されているイラストは原則として使用せず、記事の内容に合ったイラストをその都度制作するものとする。

イ イラストを制作する対象は、市が制作を依頼したものの他、受託者自らが必要と判断した場合とする。

(6) 校正用データの制作

ア 受託者は、市から受け取った原稿に基づき、より分かりやすく、市民の関心を喚起し幅広い世代の共感を得られるような、市の広報紙としてふさわしい文章とデザインにより、校正用データを制作すること。

なお、受託者は誤植や体裁上の不備、明らかな原稿上の誤りなどを直し改める確認を行うこと。

イ 校正回数は初校から3回程度実施し、緊急の追加・修正・削除などがあった場合は、受託者は迅速に高松市の同意が得られるまで対応するものとする。

ウ 校正の依頼は、原則として PDF 文書を受託者が市に電子メールで送信して行うものとする。

(7) 広報高松印刷原稿の納品

校正が必要なくなった時点で、広報高松印刷原稿(版下原稿)の作成データ及び PDF データを納品すること。

(8) 業務スケジュール

1 回当たりの制作期間は概ね30日間とし、納品日は市と受託者との協議により決定するものとする。

なお、1回目の成果物の納品日は令和7年6月6日(金)とする。

4 予定金額

3,762,000円(制作費、使用料、出演料、交通費、謝礼他、制作

に係る一切の費用に消費税及び地方消費税を含んだ額)

5 成果物に係る著作権等

(1) 成果物に係る著作権の譲渡

成果物及びその構成要素(以下「成果物等」という。)について、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する著作権者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に市に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

ア 受託者は、委託者に対し、次に掲げる行為をすることを許諾したものとす。

(ア) 成果物等を公表すること。

(イ) 成果物等を複製し、又は改変すること。

(ウ) 成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

イ 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物等を公表してはならない。

ウ 受託者は、委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア 受託者は、成果物等の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

イ 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

6 労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の

実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

(3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

(4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

7 その他

(1) 受託者は、制作前、制作中においては、常に市と密接に連携を図りながら、忠実かつ誠実に業務を遂行すること。

(2) 印刷原稿を制作後であっても、急遽紙面の差し替え、記事の変更等が必要となる場合がある。この場合においても行政広報紙としての趣旨に沿うよう対応すること。

(3) 業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。

(4) 仕様書に記載のない事項については、市と協議の上、適切に処理するものとする。